



農政だより

特別発刊

もくじ

- 農業委員長挨拶 1
- 平成30年産の米生産について、
農地中間管理事業の紹介 2
- 農業委員会の活動方針について、
農産物フェアレポート 3
- 農地取得、農地転用について、
農地パトロール結果について 4
- 地域おこし協力隊経過報告書 5
- 今、南箕輪村の
そばとお米が大人気です 6・7
- 大芝高原味工房
リニューアルオープン 8

5年生が手作業の稲刈り作業に挑戦！ 南部小学校で米作り体験学習をしました



会長新年挨拶

南箕輪村農業委員会
会長 高木 繁雄



明けましておめでとう
ございます。
ご家族お揃いで新春を
お迎えのこととお慶び申
上げます。

農業委員会は昨年7月
に改選され農業委員、農
地利用最適化推進委員15

名の新体制でスタートを
いたしました。本年もよ
ろしくお願いいたします。

平成30年度は、農業を
取り巻く情勢に変化が始
まる年と感じております。

農業の規制改革により「政
府による米の減反政策が
廃止され、直接支払交付
金7,500円が廃止」と
なることはすでにご承知
と思っております。

その財源が担い手への
農地の集積・集約や新た
に始まる収入保険制度等
へと転換することになり
ます。要は、農業の担い
手を育て、担い手農業者
の生産コストを抑え、効
率の良い農業を行うこと
により、強い農業を確立し、
農業者の所得向上を図る
うとするものです。

その目標は、今後10年
間で全農地の約8割を担
い手に集約したい旨であ
り、農地中間管理事業、
農地利用集積円滑化事業
による権利設定を行い、
農地の集積・集約を図り
効率的な農業が行えるよ
うにする。そのための各
種補助事業に予算要求が
なされております。一例

を上げますと、「農業者の
費用負担なしで農地の大
区画化、耕作条件の改善」
「地域の中心経営体支理事
業では機械や施設の導入
支援」等々があります。

とは言え、このことは
口で言うほど生易しいこ
とではありませんが、農
業委員会が先鋒となって
この事業の推進役を果た
さなくてはなりません。

その手始めに、村内で地
域を設定して取り組んで
みようという計画を立ててい
るところです。長期的な
取り組みになると思いま
すが、新しい農業、強い
農業への展望が開けられ
ればと考えております。

この事業の推進に当
たっては、地権者の皆様
のご理解、担い手や農業
者の皆様の一層のご協力
無くしては出来ません。

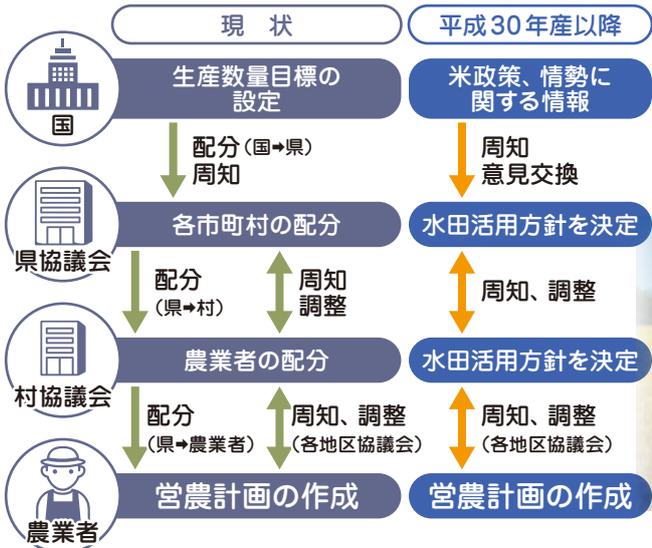
南箕輪村の農業を守り、
豊かで住みよい環境を守
るため、農業委員会は皆
さんと共に歩んでまいり
ます。

ご指導とご協力を賜り
ますようお願い申し上げ
て新年の挨拶といたしま
す。

平成30年産からの米生産について

平成30年産から国の米政策が大きく転換します。米の生産調整や交付金支払いについてお知らせします。

今までは国が米の生産数量目標を設定し、県と各市町村を通じて各農家さんへ米の生産調整をお願いしていましたが、各地域で主体的に生産量を判断できるよう、国は需給見通しや保有米量の情報提供を行うのみとなりました。しかしながら、主食用米の需要が今後も減少する見込みの中、農家所得を確保するためには米の過剰作付けを抑制し、米価を安定させる必要があることから、県や市町村レベルで米の生産目標値を定め、安定した米価での流通を図る取り組みを検討しています。(下図参照)



米政策に係る交付金の内、「米の直接支払交付金」については平成30年産から廃止。村の産地づくり事業の「振興作物助成」や「畑作物の直接払い交付金」については継続します。作付け作物の確認のため、転作の現地確認作業も例年どおり行う予定です。

例年どおり、2月に農業者の皆様へ水田の作付け計画書を配布します。村の作付け方針を合わせてお示ししますのでご確認の上、水田作付け計画書の提出をお願いします。

農地中間管理事業をご存知ですか？

農地の貸し手、借り手の間に入ります

農地中間管理事業とは、高齢化や後継者不足で耕作を続けることが難しくなった農地を、認定農業者や農業経営規模拡大希望者などへ貸し付ける制度です。農地の貸し手と借り手の間には「農地中間管理機構」*1が入り、農地のマッチングや書類作成を行います。

※1 農地中間管理機構 … 公益財団法人長野県農業開発公社



【農地中間管理事業の注意点】

- 農地を貸す期間は原則として10年以上
- 賃料は地域の水準
- 対象農地は農業振興農用地(青地)の農地
- マッチング会議で借り手の調整ができるまでの期間は農地所有者が農地を管理

貸し手希望の方、借り手希望の方、役場産業課農政係か村農業委員会事務局までご相談ください。

農業委員会の活動方針が決定

昨年7月から農業委員会が新しい体制になり、今後3年間の活動方針が決定されました。具体的な活動は「農業振興部会」と「農政部会」で協議を行い事業を推進してまいります。

農業振興部会

① 農地相談会の実施

年4回、夜間に農業委員及び農地利用最適化推進委員が農地に関する相談事に対応。

→委員自らが地域農業者の声を聴くことにより、地域で起きている問題などを把握し、活動推進の糧とする。

【当面の相談日日程】

・3月15日(木)

・6月15日(金)

午後7時から8時30分まで

会場は役場会議室

※相談希望の方は、事前に事務局までご連絡ください

② 農地利用集積の推進

農業者の営農効率の向上、生産性の向上を図るため、村内にモデル地区を設定し、農地の利用集積を推進。

③ 多面的機能支払交付金事業活動組織の村内全地区設置に向けた支援

農業用施設の維持保全活動を行う活動組織の全地区設置に向けた支援。



農政部会

① 県農業開発公社の農地あっせん事業への対応

あっせん事業へのサポートや現地調査を行う事により、優良農地を地域の担い手農家へ集積。

- ・あっせん事業適用の判断
- ・現地立会い
- ・総会での審議
- ・契約調印式への立会い



② 農地取得要件の検討、協議

農地の流動化が進むよう、農地取得時の耕作面積要件の検討。

※南箕輪村では農地法による耕作面積要件の50アールを30アールに引き下げています。詳しくは4ページをご覧ください。

③ 耕作放棄地の解消、発生防止

村内に点在する耕作放棄地の解消と、新規発生防止に向けた取り組みの検討。

- ・相続による村外在住者の農地取得への対応
- ・農地パトロール、利用意向調査の方法
- ・新規就農者や農業経営規模拡大希望者の把握による農地の利用促進

上記の項目などを含めて関係機関と協議、調整をして効果の上がる方策を検討。

2017 第12回 『南みのわ農産物フェア』開催

今年の10月は、晴れ間がなかなか長続きせず、水稻の収穫はほぼ予定通り終了したものの、その後の麦の播種・そばの収穫・大豆の収穫作業は遅れに遅れ、生産者にとっては心配の尽きない1か月であり、農業の厳しさを改めて経験した10月でありました。この様な中、曇り空でありましたが10月21日に「第12回南みのわ農産物フェア」が盛大に開催されました。農産物フェアは、南箕輪村で穫れた農産物を販売・PRする収穫祭として、味工房北駐車場にテントを13基張り、環境にやさしい農産物、特別栽培米「風の村米だより」の販売のほか、柿・大根・白菜・キャベツ・リンゴ・みかん・白ネギ・玉ねぎ・山ゴボウ・セリリの販売・南水の詰め放題として焼き芋・さつちんの漬物等の販売を行い、消費拡大コーナーでは、コシヒカリ15kgのボン菓子の提供、地元若い酪農家の皆さんが企画された「おもてなし牛乳・ヨーグルト」の試飲サービスを行い、信大生の交流コーナーでミニシクラメンの販売等があり地産地消拡大PRに貢献できたものと思います。

今回、上伊那農業高等学校の高校生企画による「おばちゃんみそ」のラベルシール発表会も開催しました。

また、本年度は新たに味工房による豚汁が提供され、長蛇の列ができ、美味しいと好評をいただきました。

併せて第4回まっくん軽トラ市が同時開催され10台の出店があり、ほぼ販売できたようでありました。健康志向が高まるなかで、生産者の顔が見られ、安全で安心な農産物を求めるという消費者心理が大きく働いているものと思われれます。

最後に、農産物を出品された皆様、営農

組合役員をはじめ関係者の皆様に感謝を申し上げます、農産物フェアの報告と致します。



【リポート：農業委員会会長代理 唐澤喜廣】

農地の取得に際して耕作面積の要件が変更になっています

小規模農家の方や兼業農家の方、新たに農業を始めようとする方の農地取得を支援するため、農地法による耕作面積要件を引き下げています。農地の取得をお考えの方、ぜひご検討ください。

耕作面積要件
5,000㎡から3,000㎡に引き下げ

例えば… ● 定年を契機に米作りを増やしたい ● 借りている農地を購入したい など

今までは… 現耕作面積 2,000㎡ + 購入農地面積 2,000㎡ = 4,000㎡ ≪ 要件 5,000㎡ 許可の要件 不相当

現在は… 現耕作面積 2,000㎡ + 購入農地面積 2,000㎡ = 4,000㎡ ≧ 要件 3,000㎡ 許可の要件 相当

農地の取得には耕作面積の要件の他に…

全ての農地を耕作利用するか

常時農作業に従事するか

地域農業との調和を阻害しないか

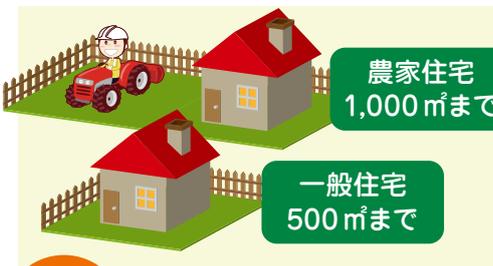
なども含め総合的に農業委員会で審査、審議を行い許認可の判断をします。

ポイント

農業委員会の許可を得ない農地の売買は法的に有効ではありません。お互いの契約だけで金銭のやり取りをしてしまうとトラブルの基になりますのでご注意ください。

農地転用に関して転用面積の基準が見直されています

農地へ住宅を建築するなど農地を宅地などへ変更する場合は、農地法による「農地転用」の許可が必要であり、その転用の面積も農家住宅は1,000㎡まで、一般住宅は500㎡までの運用基準がありました。これは必要以上の転用を抑止することで農地を不動産価値だけの開発から防ぎ、食糧の生産基盤である農地の保全を目的として運用をしていましたが、近年のライフスタイルの変化や多様化により1,000㎡と500㎡の転用面積基準を廃止しました。



運用廃止

農地転用の申請理由と転用後の敷地利用図などから、申請の転用面積を総合的に審査し、許認可の判断をします。

申請理由や敷地利用図から不必要以上の転用は認めらない

住宅建築に必要以上の面積

ポイント

農地を農地以外の地目に変更するには農地法による農業委員会の許可が必要です。

編集を終えて

改正農業委員会法後、2回目の第14号を皆様のご協力により発行できますこと感謝申し上げます。
昨年、台風、連日の雨に見舞われ自然の怖さを痛感いたしました。被害に遭われた皆様には心よりお見舞い申し上げます。

わが郷土南箕輪の自然豊かな情景は、農業を営む上で恵まれた環境にあると思います。農業を取り巻く状況は厳しいですが、人が生きていく上で必要不可欠な食糧を生産する職業です。恵まれた環境のもと農業の発展を願います。

今年、自然災害のない穏やかな年になりますようご祈念いたします。
【農業委員会だより編集委員長：宮澤敦一】

穏やかな新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

皆様からの農業に関するご質問、ご意見、農業委員会だよりの感想などお寄せください。



南箕輪村農業委員会事務局
〒399-14592
南箕輪村4825-11
(役場産業課内)

8月に実施した農地パトロールの結果、昨年度対比で約26千㎡の遊休農地の解消を確認しました。これは農家の皆様を始め、関係機関の皆様、地域の皆様のご理解とご協力に感謝申し上げます。

村内 遊休農地面積

- 平成27年度 約114千㎡
- 平成28年度 約127千㎡
- 平成29年度 約101千㎡

約26千㎡の減



遊休農地が約26千㎡減少！

農政だより

日頃より、村農政に格別のお力添えをいただいております農業者、そして住民の皆さまへ。今、南箕輪村は農政事業がアツいんです!! 産業課農政係より、旬の情報をお届けします。



産業課農政係長 有賀

地域おこし協力隊経過報告書

昨年より、農政係では地域おこし協力隊に楠好延さんと内山祐輔さんの2名を任用しました。今回は、残りの任期が1年半を切った2人の活動の軌跡と、今後についてお知らせします。

東京下町育ち 地域づくりの風雲児 楠好延

大芝高原味工房の 商品開発部門として任用

村ご当地グルメグランプリメニューをベースに東京に本店を構える「ル プルターニュ」と提携し、新定番メニューとなるそば粉のガレットを開発。村産のそばを初めとする農産物を使ったメニューを開発するとともに、主な材料となる南箕輪村のそばのもつ力をPRし、村産のそば評価向上に寄与する。



宮崎生まれの 東京経由 田舎と都市の ハイブリッド 内山祐輔

大芝高原味工房の プロモーション部門 として任用

味工房の直売部門を軸に活動。農産物(モノ)だけでなく、農業者(ヒト)に焦点を当て、農業体験や軽トラ市等の活動(コト)を通して、生産者の魅力をプロデュース。特に村ブランド米となる「風の村米だより」については、政策分野にも積極的にかかわり、今日における村ブランド米の評価向上に寄与する。

元々の活動に加え、村農業の基幹作物である米とそばの評価を高めた一年半となりました。では、評価を高めた村の「米」と「そば」とは一体どのようなものなのか!?!? 詳しくはこの後のページをご覧ください!!



産業課農政係 千

とお米が大人気です

村ブランド米「風の村米だより」

南箕輪村のお米

元よりおいしいコシヒカリの産地として有名な上伊那産のお米です。上伊那産のお米は味が良く、品質が安定しているため、大手の弁当や牛丼のチェーン店、コンビニエンスストアの弁当やおにぎりでも使われているんです。

コシヒカリ「風の村米だより」

その中でも村ブランド米となるコシヒカリ「風の村米だより」は、全国でも農薬の使用量が少ない長野県の平均使用量の更に半分以下の農薬、そして肥料は鶏ふんで育てられている身体にも、環境にもやさしいお米です。

村・農業者・JA・県農業改良普及センターをはじめ、上伊那農業高校・信州大学農学部が一体となり、研究開発に取り組んでいます。

平成29年度には「風の村米だより」の名称が商標登録され、長野県原産地呼称管理制度の認定を受けるなど、継続してブランドカアップに取り組んでいます。

全国トップクラスのお米

長い年月をかけて、研究・栽培してきた「風の村米だより」ですが、地道な活動の成果が実り、村内外で大人気となっています。村内では、飲食店で使用されるとともに、定期的な給食利用が行われ、都市部では、ブランド米としてスーパーで販売されています。また、ふるさと納税では専門サイトのお米部門2位にランクインするなど、高い人気を誇り、「風の村米だより」が足りないという状況です。

栽培面積拡大、生産量アップに向けて

「生産が需要に追いつかない」という課題を解消するために、国の補助事業などを活用した「風の村米だより」に特化した新たな交付金を検討しています。JAでも1月には新たな取り組みとして新規希望者を募り、栽培講習会を行います。その際には交付金などについてもお知らせしたいと考えています。



研究・栽培に取り組むみなさん



農業体験を通して魅力発信



都市部の物販では村長も参加！



給食利用も始まりました！

今、南箕輪村のそば

南箕輪村産そば粉

南箕輪村のそば

そばの産地として知られる長野県ですが、南箕輪村でも栽培は盛んです。水田の転作作物として栽培されることも多いそばは、地域行事でそば打ちが行われるなど、南箕輪村にとってとてもなじみある作物です。

風味のあるそば粉

そば粉は麺料理だけでなく、ガレット等での使用も増えました。大芝高原味工房のガレット開発監修に携わった、国内トップのガレット専門店「ル・ブルターニュ」から、「南箕輪村のそば粉は特に香り高く、風味に優れている」と高い評価を得るほどのそば粉です。



ガレットの本場も認めた村産のそば粉

都市部でも広がりがつつある南箕輪のそば粉

人気が出つつある南箕輪村のそば粉ですが、あまりに人気のため、残念ながら現在は、生産量が足りない状態となっています。今後は、南箕輪村のそば生産を拡大するとともに、より多くの人に魅力を知ってもらえるよう、様々な可能性について、現在検討を進めています。



より多くの人に届けられるよう準備中です



南箕輪村の多くの農地で栽培されているお米とそばは、今、村内外で高い評価を得ています。村農業の基幹作物を通して、1次産業を盛り上げ、また、南箕輪村の季節を彩る美しい田園風景がいつまでも南箕輪村に残り続けるよう、地域で一体となり、応援をしていきましょう！

この春、大芝高原 **味工房** が…

リニューアル オープン

4月中旬予定!!!

こちらは、新たに
増築される部分です。
見える化工房と
できたて商品販売スペース
となります。



大芝高原味工房
有賀主任

ここでは、今までの
味工房を改築します。
カフェやマルシェ、
体験ルームが
できます。



大芝高原味工房
東店長

写真はイメージ図

カフェ

ガレットの本場、東京の名店
「ル ブルターニュ」監修の元、内装を一新！
おいしいガレットやジェラートを味わう
だけでなく、癒しのカフェスペースとなります。

マルシェ

新鮮な地元農産物を買う直売所を強化！
また、情報機能も強化していきます。
新マルシェは、農産物と情報が集まる
スポットになります。

できたて 販売

大人気の味工房のパンとおやきを
できたて対面販売にて
味わえるようになります。

見える化 工房

安心安全を第一に、
地産地消・手作り・無添加の
加工品ができる様子
をお客様から見えるようになります。

多目的 体験室

調理教室や、加工体験、イベント物販、
食堂の団体利用等、味工房を訪れる
お客様のあらゆるニーズに
柔軟に対応できるスペースを作ります。

たくさんの 人に 使いやすく

24時間トイレや授乳室の設置など、
大芝高原を訪れる全ての人にとって
味工房がしやすい環境となります。